

第二百十二号議案

審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年十二月一日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例（昭和三十一年東京都条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表八の項中「第九条第三項」の下に「又は個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十六条第二項」を加え、「又は同法」を「又は行政不服審査法」に改め、「第七十四条」の下に「（個人情報の保護に関する法律第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十一条の規定の施行による個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の改正に伴い、出頭した参考人等の費用弁償に係る規定を整備する必要がある。

第二百十二号議案

審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例